

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市JRローカル線駅周辺活性化モデル事業補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市JRローカル線駅周辺活性化モデル事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 5	年	R ※		

1.事業概要

補助の目的	JRローカル線の駅舎や駅周辺の遊休不動産等を活用し、駅周辺に人の流れや賑わいを生み出す事業者、自治会等の地域団体、学校等の取組を支援することにより、駅周辺の活力や魅力を向上させ、ひいてはローカル線の利用拡大を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	JR播但線の維持・存続		
補助対象者	市内の事業者、自治会等の地域団体、学校等		
補助対象事業	補助金を交付する条件は、兵庫県との協調補助とし、駅周辺活性化モデル事業審査会において事業採択が決定された後に、兵庫県及び朝来市が定めた補助金交付に関する書類を兵庫県但馬県民局及び朝来市の両方に提出しなければならない。補助対象と認める経費は、人件費(アルバイト等の賃金に限る)、旅費、謝金、商品の調達費、資材費、広報費、光熱水費、通信料、賃料、リース料、その他市長が必要と認める経費とする。		
補助率／補助額	事業に要する経費の4分の1以内	上限額	予算の範囲内で1申請者あたり100千円以内(千円未満切り捨て)
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 団体(団体)	1	1	1	1	—	—
② 個人(人)						
補助額	100,000	100,000	100,000	100,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	100,000	100,000	100,000	100,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	1	1	1	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	①JR播但線の維持・確保については喫緊の行政課題であり、早急な利用者増加に向けた取組が必要である。令和4年4月にJR西日本が公表した情報は、市民への影響度も高く、スピーディな対応策が求められている。 ②JR播但線の利用者を増やすことは、市民生活にとって必要不可欠な移動手段を維持確保するだけでなく、地域の魅力やブランド力にもつながることから、公の利益に直結する。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	第3次総合計画(施策コード【30】)において、公共交通の利用促進と利便性向上に向けて取り組む旨を記載している。また、朝来市地域公共交通網形成計画の基本方針の一つとして「地域公共交通の利用促進」を掲げている。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	①市民生活(移動手段の確保)への影響が大きい。 ②間接的な部分での費用対効果が大きい。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	制度を広く周知し、利用してもらうことが重要である。 可能なあらゆる広報媒体を使用するとともに、各種団体等を通じた周知も行う。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	①直面する課題解決に向けて、各種団体等の協力は欠かせない。 ②「今」乗っていただき、路線維持を行うことが先決である。 ③JR播但線の維持・存続に向けた取組として効果的であることから、条件は設定しない。 ④補助金交付規則に準ずる。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	①目的を達成するために、必要な補助金である。 ②ランニングコストを補助対象経費にしていることから、該当しない。
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	①原則範囲内の1/2以内に設定している。 ②上乗せ補助は行っていない。県との協調補助である。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	県との協調補助であることから、県の補助期間が終了した段階で終了とする予定。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	県との協調補助であることから、県要綱に準じた上限設定になっている。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	県との協調補助である。県と沿線市町が協力して行う補助制度である。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	駅周辺に賑わい拠点を作り、駅に人が集まりやすい環境を整えることで、鉄道の利用促進に繋げるためのきっかけとなるような補助金とする。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	大学生等生活支援臨時給付金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市大学生等生活支援臨時給付金支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	個人補助金			
	1.シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	大学生等生活支援臨時給付金給付事業	R 5	年	R 5		

1.事業概要

補助の目的	エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける大学生等の保護者に対し、大学生等の食費及び住居費の一部を支給することにより、当該大学生等を扶養する世帯の生活を支援する。		
補助が必要な理由	上記のとおり		
補助対象者	令和5年7月31日時点において在学している大学生等を扶養している者であって、令和5年5月31日以前に市内に住所を有し、支給の申請の日において引き続き居住する保護者		
補助対象事業	大学(短期大学及び大学院を含む。)、高等専門学校(学科(第4学年・第5学年)及び認定専攻科)の学生、同法第124条に規定する専修学校(専門課程)又は市長が特に認める教育施設に在学している学生で、市外の賃貸住宅等に居住している者に対し、給付金を支給する。 「学生生活実態調査」及び「食品主要195社価格改定動向調査-2023年4月(株)帝国データバンク)に基づき食費及び住居費の高騰分を15%と見込み、令和5年4月から7月までの4か月分の高騰分の1／2とする。		
補助率／補助額	物価高騰相当額の1／2	上限額	2万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 支給件数	600				5	600
②						
補助額		12,000,000			—	—
特定財源	国庫支出金	12,000,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	0	0	0	—	—
一般財源の割合		0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数		600			—	—
実績報告書		×		—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③エネルギー・食料品価格等の高騰対策に係る補助金のため設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける大学生等の保護者に対する支援を行う。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	私立学校物価高騰対策支援補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱		根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	団体運営費補助金			
	1.シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	企画一般管理事業	R 5	年	R 5		

1.事業概要

補助の目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、学校法人生野学園に対し、光熱費及び寄宿舎食糧費における物価高騰相当分の負担を軽減するための支援を行う。		
補助が必要な理由	上記のとおり		
補助対象者	学校法人生野学園		
補助対象事業	物価高騰対策として実施される県制度の合算相当額:500千円(6月補正による支援:252千円及び12月補正予定による支援:252千円)に協調し、同額による補助を行う。		
補助率／補助額	県制度に協調	上限額	上限50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 保護者負担金の据え置き(円)	55,000				5	55,000
②						
補助額	500,000				—	—
特定財源	国庫支出金	500,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③エネルギー・食料品価格等の高騰対策に係る補助金のため設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	物価高騰対策として私立学校等に対する県の補助制度に協調した形で補助を行う。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用する。

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける学校法人生野学園に対する支援を行う。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	自動録音機能付電話機普及促進事業	担当部課	危機管理部 防災安全課
補助要綱	朝来市自動録音電話機購入補助金交付要綱	根拠法令	
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金
	26.暮らしを守る防犯・交通安全の推進	開始年度	経過年数
事務事業	犯罪対策支援事業	R 6	年
		R	

1.事業概要

補助の目的	高齢者が自動録音電話機購入に係る経費の一部を補助することにより、高齢者に対する特殊詐欺被害の防止を図り、もって市民の安全と財産を守ることを目的とする。		
補助が必要な理由	高齢者を狙った特殊詐欺は依然として被害が多く、主に固定電話が犯行に利用されていることから、特殊詐欺対策の強化と被害の防止を目的に、自動録音機能付電話機の購入費を補助することにより、設置の普及促進を図る。		
補助対象者	市内在住の65歳以上の高齢者		
補助対象事業	通話開始前に、「この電話は振り込み詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」といった警告を自動で流す機能や、通話中の内容を自動で録音する機能をもった固定電話機を購入する際に、必要となる費用を補助。 [自動録音電話機購入補助金] @10,000円×300世帯=3,000千円 ※兵庫県が令和6年度に実施する「自動録音機能付電話機普及促進事業」の随伴事業		
補助率／補助額	県制度に準じた額	上限額	10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 補助申請数	300					
②						
補助額	3,000,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	3,000,000			—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	300				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	①県制度に準じた補助額とする。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	×	県制度に準じて実施するため、実施期間は県の補助制度が継続するまでの期間とする。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	×	県制度に準じた補助額とする。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	高齢者を狙った特殊詐欺は依然として被害が多く、主に固定電話が犯行に利用されていることから、特殊詐欺対策の強化と被害の防止を目的に、自動録音機能付電話機の購入費を補助することにより、設置の普及促進を図る。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	未婚男女交流支援事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市未婚男女交流支援事業助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ソフト事業			
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	定住促進事業	H 25	10 年	R 8	継続	

1.事業概要

補助の目的	未婚の男女の出会いの場を創設すること		
補助が必要な理由	婚活のニーズが高まっており、事業に取り組む市内の団体や個人を支援することで、婚姻による市内への定住人口の増加や、ひいては出生数の増加が期待できるため		
補助対象者	公共的団体及び市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体で、男女の出会い事業を実施するもの		
補助対象事業	・未婚男女の出会いの場づくり事業 ・未婚男女の交流促進事業 ・異性とのコミュニケーション能力の向上に資する事業 ・市長が適当と認める事業 ※参加者は10人以上とし、その3分の1以上が市内に在住し、又は市内の事業所に勤務する者		
補助率／補助額	助成対象経費の合計額	上限額	20人未満 300,000円 20人以上30人未満 350,000円 30人以上 400,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 婚活イベント参加者数	72	75	124	142	8	200
② マッチング件数	43	57	45	53	8	50
補助額	297,000	248,000	423,000	595,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	12,584	14,495	152,918	249,457	—
一般財源	284,416	233,505	270,082	345,543	—	—
一般財源の割合	95.8%	94.2%	63.8%	58.1%	—	—
補助件数	4	1	2	2	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③未婚男女の出会いの場として、その後の婚姻数の増加、出生数の増加へと繋げる重要な事業であるため設定しない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助率を設定することで事業実施団体が見込めない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	参加人数により上限額設定、実績額で精算
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	コロナ禍でイベント実施の中止などがあったが、令和4年度以降は参加者数も元に戻りつつあり、また、次年度以降で事業実施を検討している団体もある。要綱期限の延長を行い継続とする。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	東京23区からの移住・就業促進事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市移住支援金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	事業費補助金ソフト事業			
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	定住促進事業	H 25	10 年	R 8		

1.事業概要

補助の目的	東京近郊在住在勤の現役世代に対し、朝来市への移住を促進すること		
補助が必要な理由	東京圏からの現役世代のUJターンを促進することで、市内への移住定住人口の増加、市内企業の人材確保などが期待できるため		
補助対象者	東京圏から移住した人のうち、デジタル田園都市国家構想交付金「移住・起業・就業型」の該当者（東京圏から移住し、兵庫県マッチングサイトに掲載してある企業に就職した者、兵庫県起業支援補助金を受給した者、専門人財の者、テレワークを行っている者）		
補助対象事業	対象者に移住支援金を支給する。		
補助率／補助額	単身移住者の場合：60万円 世帯移住者の場合：100万円	上限額	単身移住者の場合：60万円 世帯移住者の場合：100万円
上乗せ補助がある場合の根拠	世帯移住者が18歳未満の世帯員を伴い移住したときは、当該世帯員1人につき100万円を加算する		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 支給件数	0	0	0	1	8	1
②						
補助額	0	0	0	600,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金			450,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	150,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	25.0%	—	—
補助件数	0	0	0	1	—	—
実績報告書	×	×	×	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	支援金の性質上、対象経費を根拠に交付額を決定するものではない
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	県の事業継続有無が令和6年度中に検討される予定
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国が推進する事業の一環として実施する事業であり、市としての裁量は極めて少ない。国の方針で子育て加算が従来の30万円から100万円への増額が示され、県から各市町村の加算額増額について働きかけがあったことから、本市もそれに従い改正を行ったもの。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市結婚新生活支援事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市結婚新生活支援事業補助金交付要綱	根拠法令	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱			
総合計画体系	3.多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	分類	個人補助金			
	15.まちの仲間になる移住定住の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	定住促進事業	R 6	0 年	R 10		

1.事業概要

補助の目的	若者の婚姻に伴う新生活に要する費用の一部を補助することにより、朝来市における少子化対策の強化に資することを目的とする。		
補助が必要な理由	少子高齢化が進み、婚姻数も減少しているなか、経済的負担を理由に結婚に踏み切れない若者もいることから、「ライフステージに応じた切れ目ない支援」の一環として、一時的な経費の掛かる婚姻に伴う新生活開始時に費用を補助する必要がある。		
補助対象者	事業実施年度の前年度の3月1日から事業年度の3月31日までの間に婚姻した夫婦の世帯のうち、次のいずれにも該当する者 (1)申請時点において双方又は一方が市内の住宅の住所となっていること (2)婚姻日において夫婦いずれの年齢も39歳以下であること (3)新婚世帯の総所得金額が500万円未満であること		
補助対象事業	・住宅取得費(新居の住宅取得費) ・住宅リフォーム費(新居の住宅リフォーム費) ・住宅賃借費(新居の家賃及び共益費1か月分、敷金、礼金、仲介手数料) ・引越し費用(引越し事業者や運送業者に払った費用) * あさご暮らし住宅取得等応援事業、空き家活用促進事業との併用不可		
補助率／補助額	10/10	上限額	30万円 ただし夫婦ともに29歳未満の場合は60万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 補助件数	22	22	22	22	R10	22
② 婚姻年間数	135	135	135	135	R10	135
特定財源	補助額	5,700,000	5,700,000	5,700,000	—	—
	国庫支出金	3,800,000	3,800,000	3,800,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	1,900,000	1,900,000	1,900,000	—	—
	一般財源の割合	33.3%	33.3%	33.3%	—	—
補助件数	22	22	22	22	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の地域少子化対策重点推進交付金のうちの結婚新生活支援事業による
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国の地域少子化対策重点推進交付金のうちの結婚新生活支援事業による
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	ライフステージに応じた切れ目ない支援の一環として、現時点では朝来市に制度のない婚姻時の費用支援であり、若者の婚姻数の増加、少子化対策の一助として有効であるとする。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	災害復旧支援事業	担当部課	まちづくり協働部 市民協働課			
補助要綱	朝来市災害復旧事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	7.その他	分類	事業費補助金ハード事業			
		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	施設等整備事業	H 17	19 年	R	継続	

1.事業概要

補助の目的	台風又は豪雨等の異常気象による災害により被災した農地、農林業用共用施設又は公共用財産等に対し、災害復旧事業補助金を交付する。		
補助が必要な理由	・安全安心で暮らしやすい地域の形成 ・地域課題の解決 ・住みよい地域社会の形成		
補助対象者	区長等、災害復旧事業を行う者		
補助対象事業	1 農地災害復旧事業 2 農業用施設災害復旧事業 3 林業用施設災害復旧事業 4 公共用水路災害復旧事業 5 公共的施設災害復旧事業 6 特認事業		
補助率／補助額	補助対象事業により、3割～10割 ※激甚災害の場合、5割～10割	上限額	補助対象事業により、20万円～50万円 ※激甚災害の場合、28万円～56万円
上乗せ補助がある場合の根拠	激甚災害の指定		

2. 費用対効果(単位:円)

	平成30年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助件数	171	21	3	53		
②						
補助額	44,405,000	6,220,000	1,075,000	13,402,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	44,405,000	6,220,000	1,075,000	13,402,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	171	21	3	53	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	災害復旧のさらなる強化と補助による経済的負担の軽減を図るため、農業用施設災害復旧事業の事業内容に「有害鳥獣侵入防止柵」を追加した。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	乳幼児等医療費助成事業	担当部課	市民生活部 市民課			
補助要綱	朝来市福祉医療費助成条例	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	乳幼児等医療費助成事業	H 17	22 年	R		

1.事業概要

補助の目的	乳幼児等の医療費の一部負担を助成し、福祉の増進を図る。		
補助が必要な理由	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けることができる。		
補助対象者	乳幼児等(0歳～小学校3年生修了まで)の医療費を負担する保護者 【所得制限】扶養義務者(幼児等保護者)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満。 0歳は所得制限なし。 ※R6.7.1からは所得制限を撤廃予定		
補助対象事業	医療費の一部自己負担額を助成(外来入院とも自己負担なし) ※県助成事業に上乗せして一部を市単独事業として実施 県事業: 通院 医療機関ごとに1日につき一般800円、低所得600円を一部負担として自己負担。 残りを県が助成。 入院 定率1割負担。医療機関ごとに一般3,200円、低所得2,400円を一部負担として自己負担。 残りを県が助成。 R6.7.1からは、他の公費負担医療(自立支援医療等)と併用を可能とする予定。		
補助率／補助額	医療費額による	上限額	規定なし
上乗せ補助がある場合の根拠	朝来市子ども医療費助成事業実施要綱に基づく上乗せ助成 子育てしやすい環境づくり推進のため		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 乳幼児等医療受給者数	2,040	1,930	1,809	1,724		
② 市民アンケート「安心して子供を産み育てることができる」(%)	40.2	38.2	38.7	30.3		
補助額	54,573,192	58,345,658	58,093,176	61,737,237	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	15,065,009	18,297,136	15,629,594	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	39,508,183	40,048,522	42,463,582	—	—
一般財源の割合	72.4%	68.6%	73.1%	69.3%	—	—
補助件数	27,626	30,532	29,949	32,446	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③④福祉の推進を図ることを目的としているため、市の徴収金完納及び暴力団等排除は要件としていない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①かかった医療費額に応じて助成している。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	①県制度に基づき、さらに助成範囲を拡大し、市単独事業で実施しており、実施期間は区切っていない。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	①受給者各々に対して医療費一部自己負担を求めておらず、助成金額の上限をも設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	当該医療費助成は近隣市町とほぼ同等の拡充内容となっており、人口施策、子育てしやすい環境づくりにおいても大きな役割を果たしている。 また、次元の異なる少子化対策の実現のため、市として実施できる取り組みを検討した決果、乳幼児等医療費助成事業の所得制限を撤廃し、子育て世代への経済的支援を実施することが有効であると判断された。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 R6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名		妊婦及び産婦健康診査等費用助成金	担当部課		健康福祉部 健幸づくり推進課		
補助要綱		妊婦及び産婦健康診査等費用助成金交付要綱	根拠法令		母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱		
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる		分類		個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実		開始年度		経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	産婦健康診査費助成事業		R	6	年	R	継続

1.事業概要

補助の目的	・母子保健法第13条に基づく産婦を対象とした健康診査に係る費用を助成し、産婦の産後うつ及び新生児の虐待を予防することを目的とする。 ・妊娠、出産の経済的負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。		
補助が必要な理由	産婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整える。		
補助対象者	産婦健診の受診日において市内に住所を有する産婦		
補助対象事業	概ね産後8週までに受診した産婦健康診査 助成方法は、助成券による助成または償還払いによる助成		
補助率／補助額	健診費相当額(上限あり)	上限額	1回の出産につき2回まで、1回5,000円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを産み育っていることができる(%)」20～40歳代	46.8	47.7	38.6	45.0		
②						
補助額		495,656	641,970	587,060	—	—
特定財源	国庫支出金	217,000	259,000	233,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	278,656	382,970	354,060	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	56.2%	59.7%	60.3%	—	—
補助件数		121	135	128	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市徴収金の完納要件は設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の示す要綱に基づき実施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	実施期間の規定なし
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	×	×	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	本事業は国の母子保健医療対策総合支援事業に位置付けられており、母体の身体的機能の回復や精神状態を把握し、要支援者に対して、必要なケアを早期に提供していくために必要な健診である。健診費用に係る経済的負担の軽減と産婦健診の受診の機会を確保し、結果を把握することは重要であるため、今回、国の方針に基づき助成回数の上限を1回から2回に改正する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	妊産婦移動サポート助成金	担当部課	健康福祉部 健康づくり推進課			
補助要綱	妊産婦移動サポート助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	妊産婦移動サポート助成事業	R 5	年	R	承認	

1.事業概要

補助の目的	妊婦健診や出産、産婦健診時の産科医療機関等の受診時における自宅から医療機関までの交通費を支援することで、妊産婦の経済的負担を軽減し、切れ目のない妊娠・出産支援を推進する。		
補助が必要な理由	分娩可能な医療機関等への距離が遠く、受診にかかる妊産婦の経済的負担や身体的精神的負担は大きくなっている。妊婦健診や出産、産婦健診時にかかる交通費の一部助成を行い、妊産婦の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進することが必要。		
補助対象者	対象となる健診等を利用した日に朝来市に住民票を有する妊産婦であり、市税等の滞納をしていないこと。		
補助対象事業	妊婦健診、出産のための入退院、産婦健診を利用するための自宅から医療機関にかかる交通費支援(片道を1回として換算) (1) 自車 1回一律500円×利用回数分助成 (2) 列車、バス及びタクシー 自宅から医療機関等までの乗車に要した料金の1/2の額(上限5,000円)×利用回数分助成		
補助率／補助額	(1) 自車:一律500円 (2) 列車、バス及びタクシー: 上限5,000円	上限額	(1) 自車:一律500円 (2) 列車、バス及びタクシー: 上限5,000円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 妊娠・出産に満足している者の割合	85.4	85.7	86.0	86.3		
②						
補助額	1,204,500	3,022,440	3,022,440	3,022,440	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	1,204,500	3,022,440	3,022,440	3,022,440	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	116	150	150	150	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	自車の場合は一律500円の補助とした。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	実施期間は設定していないが、3年ごとに評価を行う。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	妊娠や出産にかかる経済的な負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境づくりにつながるため、本市の少子化対策の一助となる。妊婦及び産婦健康診査等費用助成金の申請上限回数の変更に併せ、本事業も制度の拡充を行う。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	1か月児等健康診査費助成金	担当部課	健康福祉部 健幸づくり推進課			
補助要綱	乳児等健康診査費助成金交付要綱	根拠法令	母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	1か月児等健康診査費助成事業	R 6	年	R		

1.事業概要

補助の目的	1か月児等健康診査費を助成することで、ひとりひとりのこどもの健康状態を把握し、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、切れ目のない妊娠・出産・子育て支援を推進する。		
補助が必要な理由	1か月児等の健康診査は、児の発育発達を確認し、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めるとともに、保護者のサポートを行う目的で行われている。生後間もない時期は、児の体重増加や育児の方法など心配なことが多くあり、また母体の身体的機能の回復や精神状態など変化しやすい時期でもあるため、産後も安心して育児ができるよう、相談できる機会として当該健診は重要である。 現在市で実施している乳幼児健診とあわせて、全ての乳幼児健診を公費負担とし、出生から子育て期を通じて一貫した支援体制を確立し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりとして充実強化する。		
補助対象者	生後2週間児健診・1か月児健診受診日において市内に住所を有する児の保護者 (令和6年4月1日以降に健診を受診した児が対象)		
補助対象事業	生後2週間児健診・1か月児健診にかかる費用(保険診療分は除く) 助成方法は、助成券による助成または償還払いによる助成		
補助率／補助額	健診費相当額(全額助成/1回5,000円の見込み)	上限額	上限2回、全額助成
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 妊娠・出産に満足している者の割合	85.7	86.0	86.3	86.5		
②						
補助額	954,000	954,000	954,000	954,000	—	—
特定財源	国庫支出金	300,000	300,000	300,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	654,000	654,000	654,000	654,000	—	—
一般財源の割合	68.6%	68.6%	68.6%	68.6%	—	—
補助件数	190	190	190	190	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市徴収金の完納要件は設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①補助率を1/2としていない。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	実施期間は設定していないが3年ごとに評価を行う。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	乳児の健やかな成長をサポートするため、市が健診費用に対する経済的負担の軽減を図ることは、保護者が安心して子どもを育てることができる環境づくりにつながる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

区分	新設
----	----

R6 年 3 月 15 日

補助事業名	带状疱疹予防接種費用助成事業	担当部課	健康福祉部健康づくり推進課			
補助要綱	带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	23.こころとからだが幸せになる健康づくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	予防接種事業	6	年	14		

1.事業概要

補助の目的	带状疱疹予防接種は、定期接種化に向けてワクチンの効果や持続期間、対象年齢、安全性や医療経済的な評価等について国の厚生科学審議会において継続審議中だが、带状疱疹の発症率は50代以上で高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するとされている。また、発症や重症化を予防するワクチンも、不活化ワクチンで1回2万円近くかかり、独自に公費助成に取り組む市町が年々増えているほか、最近ではテレビやインターネットでも啓発され、市民から接種助成を望む声が多いため。		
補助が必要な理由	带状疱疹の発症や重症化を防ぎ、また、経済的負担を軽くするため。		
補助対象者	朝来市に住民登録がある50歳以上の者		
補助対象事業	带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)または水痘生ワクチンを接種した者に対し接種費用を助成 ※助成回数は両ワクチンとも上限回数まで(生涯に1度限り)		
補助率／補助額	不活化ワクチン: 1回10,000円×2回 水痘生ワクチン: 3,500円	上限額	不活化ワクチン: 20,000円 水痘生ワクチン: 3,500円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 接種延人数	1,480	1,480	1,480	1,480	14	1,480
②						
補助額	14,150,000	14,150,000	14,150,000	14,150,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	1,555,000			—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	12,595,000	14,150,000	14,150,000	14,150,000	—	—
一般財源の割合	89.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1,480	1,480	1,480	1,480	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③健康の保持や福祉の増進を目的としているため、市徴収金の完納要件は設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①ワクチンの種類に応じて、定額補助とした。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	带状疱疹の発症・重症化予防に寄与するため、また被接種者等の経済的負担を軽減するために実施が必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 R6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	医師就労支援対策交付金	担当部課	健康福祉部健康づくり推進課			
補助要綱	朝来市医師就労支援対策交付金要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	事業費補助金ソフト事業			
	22.安心できる医療体制の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	地域医療対策推進事業	H 24	11 年	R 8	継続	

1.事業概要

補助の目的	公立豊岡病院組合立朝来医療センター（以下「センター」という）の医師不足の解消を図るため、医師にセンターに勤務することへの優位性を持たせるとともに、それぞれの医師の更なる志学の向上を支援すること、並びに市内開業医（歯科医を除く）で構成された団体（以下「医師会」という）の更なる組織強化と活動の促進、及び医師会に所属する医師の志学の向上を支援することを目的とする。		
補助が必要な理由	センターの医師不足の解消を図り、地域医療提供体制の充実を図るため。		
補助対象者	(1) 組織強化事業 センターに勤務する医師で構成された団体又は医師会 (2) 研究・研修事業 センターに勤務する医師で構成された団体		
補助対象事業	(1) 組織強化事業 ア 医師の志学の向上のための活動 イ 市民等を対象とした研修会、講習会等の開催 ウ 医師の紹介、招へいのための活動及び団体、医師会の組織強化のための活動 エ その他地域医療充実のため市長が必要と認める活動 (2) 研究・研修事業 ア 医師の自己研さんのための研究・研修活動 イ その他医師の資質向上のため市長が必要と認める活動		
補助率／補助額	(1) 組織強化事業に掲げる活動の合算額 (2) 研究・研修事業の活動に要した費用の1/2	上限額	研究・研修事業は医師1人につき50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 公立病院、医師会等団体数	2	2	2	2	8	2
② 公立病院の医師数	8	8	8	8	8	11
補助額	272,800	427,399	233,750	233,750	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	272,800	427,399	233,750	233,750	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	2	2	1	1	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③医師確保を目的としているため、市徴収金の完納要件は設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	組織強化事業は上限額の規定なし
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	組織強化事業は上限額の規定なし
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	朝来医療センターの医師や医師会に対し、医療情報の提供や志学向上にむけた活動支援を行う事で、地域医療の充実につながり、医療に対する市民の安心感が高まるため、継続が必要である。そのため、今回、要綱期限の延長を行う。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	生活環境保全里山林整備事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市生活環境保全里山林整備事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 5	年	R 13		

1.事業概要

補助の目的	生活環境保全里山林整備事業を行う者に対し、その実施に要する経費の一部を補助することにより、人命、財産の保護及び健全な居住環境の確保並びに適切な里山林の維持管理に資すること。		
補助が必要な理由	居住環境に近い里山林の危険木や放置竹林の伐採には多額の費用がかかり、整備促進には支援が必要であるため。		
補助対象者	市内の森林に危険木又は放置竹林を所有する者、または危険木等の倒木又は倒竹により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者で、当該危険木等の所有者から伐採等の承諾を得ている者		
補助対象事業	市内の森林に危険木又は放置竹林の伐採による整備		
補助率／補助額	4分の3	上限額	危険木:50万円、放置竹林:75万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 整備箇所数	5	5	5	5	R9	5
②						
補助額	7,190,918	7,500,000	7,500,000	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	7,190,918	7,500,000	7,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	32	30	30	30	—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	市民の安全確保等のため特に整備が必要との観点から補助率は4分の3とする。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	人命、財産の保護及び健全な居住環境の確保並びに適切な里山林の維持管理のために必要な事業である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	自伐型林業推進事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	自伐型林業推進事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 5	年	R 13		

1.事業概要

補助の目的	自伐型林業推進事業(森林所有の有無及びその規模にかかわらず、森林の経営又は管理を自らが行う自立自営的な林業)を営む者に対し、当該自伐型林業の実施に要する経費の一部を補助することにより、持続可能な自伐型林業経営並びに森林の公益的機能の維持増進及び地域林業の振興を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	国の造林事業補助金を受けることができない小規模林業者を支援することで、森林整備の加速化を図る。		
補助対象者	朝来市自伐型林業推進協議会の会員(市内に住所を有する者)		
補助対象事業	(1)補助対象森林の内、森林所有者と「森林整備に関する協定書」を締結している森林搬出間伐、切捨間伐、作業道開設、運搬経費、林業機械リースに要する経費の一部 (2)「朝来市自伐型林業推進協議会」が主催する技術習得のための研修会を修了した者機械器具、装備品の購入に要する経費の一部		
補助率／補助額	作業種等による	上限額	作業種等による
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 自伐型林業推進協議会員	9	2	2	2	9	15
②						
補助額	7,685,516	8,000,000	8,000,000	8,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	7,685,516	8,000,000	8,000,000	8,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①作業種等により補助額を設定した。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	林業の担い手を確保していくため、林業事業体における確保対策を継続しつつ、新たな手段として一人親方などの小規模林業者を増やしていく必要がある。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	薪ストーブ等設置促進事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市薪ストーブ等設置促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 5	年	R 13		

1.事業概要

補助の目的	薪ストーブ等の設置に係る経費の一部を補助することにより、朝来市産材の燃料材としての利活用及び木質エネルギーの地産地消の推進並びに市民の森林整備への参画機会の増加を図ることを目的とする。		
補助が必要な理由	薪ストーブ等の設置には多額の費用が掛かり、設置促進には支援が必要であるため。		
補助対象者	市内の自宅や事業所、集会施設等に薪ストーブ等を設置する者		
補助対象事業	薪ストーブ等の本体及び煙突の購入費並びに当該設置に係る経費		
補助率／補助額	2分の1	上限額	50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 設備導入補助件数	5	5	5	5	R9	5
②						
補助額	2,440,075	2,500,000	2,500,000	2,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	2,440,075	2,500,000	2,500,000	2,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	朝来市産材の燃料材としての利活用及び木質エネルギーの地産地消の推進並びに市民の森林整備への参画機会の増加を図る上で必要な事業である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	未利用材搬出支援事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市未利用材搬出支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 元	5 年	R 7	継続	

1.事業概要

補助の目的	市内における森林整備に伴う間伐等により発生する間伐材のうち、用材とせず森林内に留置される間伐材の原木(未利用材)を市内に立地する木質バイオマス発電所へ供給される経費に対して補助金を交付することにより、流出による河川閉塞等の流木被害を防止するとともに、自然エネルギー利用による環境負荷の低減を図る低炭素循環型社会の構築に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	森林整備の際に発生した不要な樹木や切捨て材のうち未使用の材は、価値もなく林地残材として森林内留置されていた。このため、災害時には河川に流出して、甚大な被害をもたらす原因となっている。		
補助対象者	市内に事業所又は事務所を有する個人又は法人その他の団体		
補助対象事業	市内に立地する木質バイオマス発電所へ供給される運搬経費		
補助率／補助額	1トンにつき500円	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 搬出量	6,502.24	4,030.36	3,831.82	3,233.88	11	12,000
②						
補助額	6,502,240	4,030,360	3,831,820	2,278,880	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	6,502,240	4,030,360	3,831,820	2,278,880	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数	6	6	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①近隣のチップ用材の買取価格にあわせて1トン当たり単価を設定した。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	×	×	令和4・5年度は発電所が停止した期間があり、未利用材の搬出量が減った。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	上記、補助目的のほか、市内企業への支援の側面を持ち合わせており、有益な事業であると考える。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	新規狩猟者育成事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市新規狩猟者育成事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	有害鳥獣対策事業	H 25	11 年	R 10	継続	

1.事業概要

補助の目的	狩猟活動を始めるために必要な経費の一部を補助することにより、新規狩猟者の育成を図ること。		
補助が必要な理由	市内狩猟者の高齢化が顕著であり、若い狩猟者の確保が必要だが、新規に狩猟を開始する場合、用具の購入や各種の資格取得には多額の費用がかかり、そのことが新規参入の障害の一つとなっているため。		
補助対象者	市内に住所を有し、兵庫県が実施する有害鳥獣捕獲入門講座運営事業(育成スクール)を卒業した者又は卒業見込みと認められる者で、60歳以下である等の要件をすべて満たす者。		
補助対象事業	新たに狩猟活動を始めるために必要な資格の取得及び物品の購入等		
補助率／補助額	2分の1	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 有害鳥獣による農林業被害金額	10,377千円	3,685千円	3,219千円	不明(R6.5調査予定)	R7	2,561千円
②						
補助額	200,000		199,450	400,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	200,000	0	199,450	400,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	1	0	1	2	—	—
実績報告書	○		○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	市内狩猟者の高齢化が顕著な中、若い狩猟者の確保に直接的に資する唯一の事業として、本事業の意義は大きい。そのため、今回、実施期間を5年間延長する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	林業担い手確保対策事業	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市林業担い手確保対策補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	10.自然を守り活かす林業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	森林経営管理事業	R 6	0 年	R 14		

1.事業概要

補助の目的	造林、保育、伐採、その他森林における施業に従事する者を雇用する林業事業体が負担する社会保障制度掛金等に要する経費の一部を補助することにより、当該事業主の体制強化を図るとともに、林業従事者の社会保障の充実を促進し、もって林業労働力の育成確保に寄与することを目的とする。		
補助が必要な理由	3K職種であるため、就業を希望する者が少なく、近年、急激に減少している林業従事者の確保を図る。		
補助対象者	市内に事業所又は事務所を有し、市内に住所を有する現場作業員（満50歳未満）を2人以上雇用する林業事業体		
補助対象事業	林業事業体が負担する社会保障制度等掛金の年間負担額の1/4（上限額100千円）		
補助率／補助額	社会保障制度等掛金の年間負担額の1/4	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 林業労働者数	56人	60人	62人	64人	11	70人
②						
補助額	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他	4,000,000	4,000,000	4,000,000	—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—
補助件数					—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	林業従事者の高齢化が進む中、若手従事者の確保に資する唯一の事業として、本事業の意義は大きい。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	有害鳥獣捕獲報償金	担当部課	農林振興課			
補助要綱	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	有害鳥獣対策事業	H 24	12 年	-		

1. 事業概要

補助の目的	有害鳥獣による農林作物の被害を防止し、農林業の振興を図るため、有害鳥獣の捕獲活動に対し、報償金及び活動費を交付する。		
補助が必要な理由	有害鳥獣の捕獲活動は、その労力やかかる経費を考えると無償で実施することは難しく、報償金や活動費の交付が活動推進には必要であるため。		
補助対象者	有害鳥獣の捕獲許可を受け、市内において有害鳥獣を捕獲する個人又は団体		
補助対象事業	有害鳥獣の捕獲活動		
補助率／補助額	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱別表に定める額	上限額	朝来市有害鳥獣捕獲報償金等交付要綱別表に定める額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標		実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
①	有害鳥獣による農林業被害金額	10,377千円	3,685千円	3,219千円	不明(R6.5調査予定)	R7	2,561千円
②							
補助額		22,815,000	23,174,000	22,796,000	19,379,000	－	－
特定財源	国庫支出金	8,808,000	9,632,600	9,122,000	7,853,000	－	－
	県支出金					－	－
	地方債					－	－
	その他					－	－
一般財源		14,007,000	13,541,400	13,674,000	11,526,000	－	－
一般財源の割合		61.4%	58.4%	60.0%	59.5%	－	－
補助件数		1	1	1	1	－	－
実績報告書		○	○	○	－	－	－

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	報償費として1頭当たり単価を定め、実績頭数に応じて支払っている。単価は、国の交付金単価、委託先である猟友会との調整、近隣市町の単価等を参考に定めている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	事業の性質上、一定期間の実施により目的が達成されるものではないため。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	有害鳥獣の捕獲活動は、その労力やかかる経費を考えると無償で実施することは難しく、報償金や活動費の交付が活動推進には必要である。そのため、今回、①小動物・鳥類の報奨金額を増額、②銃器班の日当対象にカラスを追加、③捕獲許可対象及び報償対象にテンを追加する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	水稻生産緊急対策事業	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市水稻生産緊急対策補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	水稻生産緊急対策事業	R 6	年	R 6		

1.事業概要

補助の目的	エネルギー・肥料価格等の高騰による農家への負担増の影響により、主食用米の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制し、生産意欲の維持、増加、高揚を図ることを目的とする		
補助が必要な理由	水稻の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等の増加を抑制するため		
補助対象者	市内で主食用米を生産している農家、営農組合及び法人		
補助対象事業	主食用米水稻苗代(770円/枚)		
補助率／補助額	水稻苗代(770円/枚)×1/2 ※16枚/10a換算	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 補助対象者数	1,404					
② 補助対象面積(ha)	890					
補助額	54,824,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	54,824,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数					—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	市内事業者に単価の聞き取りを行い、平均額にて算出している
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	市内事業者に単価の聞き取りを行い、平均額にて算出している
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	エネルギー価格や資材費高騰、耕作放棄、離農等の増加を抑制するためには、本事業の意義は大きい。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	農業機械等導入支援補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市農業機械等導入支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	個人補助金			
	9.時代に合わせた農畜産業の振興	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	農業機械等導入支援事業	R 30	6 年	R 9	継続	

1.事業概要

補助の目的	農地の集積、集約を加速させ、農業経営の規模拡大及び効率化を図る。		
補助が必要な理由	農業者の高齢化により、耕作放棄地が増える中、担い手となる認定農業者等も手一杯の状況にある。担い手となる農業者が更に規模拡大するためには、高額な農業機械の問題もあり、機械の導入費用を補助することで農地の集積を加速させ、規模拡大による効率化と経営安定を図る必要があるため。		
補助対象者	市内認定農業者及び認定新規就農者		
補助対象事業	農業用機械及び市町が認める機械、装置		
補助率／補助額	購入経費の1/2以内	上限額	5,000千円(中古農業機械2,500千円)
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 農地の新規集積面積にかかる生産額	2,965,783	11,412,484	11,855,736	13,795,400		
②						
補助額	4,909,000	7,353,000	7,928,000	7,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,909,000	7,353,000	7,928,000	7,500,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	3	3	8	3	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市として農業施策を推進するため、市徴収金の完納要件は設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	市場価格を参考に1/2を上限とする。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	要望も多く、農地集積を加速するためには有効であるため継続が必要である。そのため、今回、実施期間を3年間延長するとともに、補助要件の緩和を行う。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市省エネ設備リニューアル応援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市省エネ設備リニューアル応援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	中小企業者等緊急経済支援事業	R 5	年	R 5		

1.事業概要

補助の目的	ウクライナ情勢の影響等に起因する電気代高騰の影響により利益が圧迫されている市内事業者の消費電力抑制を支援するため、既存設備を省エネ設備に更新するために必要な経費の一部を補助金として交付する。		
補助が必要な理由	電気代高騰により省エネ化を検討している事業者に対して、補助金交付により省エネ化の後押しをするため。		
補助対象者	省エネ化のために既存設備を更新する市内の中小企業者		
補助対象事業	①照明設備 ②空調設備 ③冷蔵・冷凍設備 上記の既存設備から省エネ設備への更新にかかる経費を補助対象とする。 ただし、20万円以上の経費を対象とし朝来市内の事業者に発注・支払いするものに限る。		
補助率／補助額	1/2	上限額	50万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 省エネ化した事業者数	100				5	100
②						
補助額	30,000,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	30,000,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	100				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	近隣の自治体を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	この補助事業を実施することで、省エネ設備の導入により将来の経費削減につながり、長期的な事業継続を支援することにもつながる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市サテライトオフィス等開設補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市サテライトオフィス等開設補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	サテライトオフィス等開設事業	R 3	6 年	R 11	改正	

1.事業概要

補助の目的	サテライトオフィス等の開設を支援することにより、本市の特性を活かした新たな働き方への取り組みと本市への移住を促進する。		
補助が必要な理由	○市内の空き公共施設又は空き家を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者が増えまちに賑わいが生まれる ○企業の進出により雇用の促進に繋がる ○事業用地として空き家を活用することにより空き家の解消を図ることができる ○進出企業の技術を活用し、官民連携の地域課題解決モデルを構築することができる ○市内外企業のマッチングを図ることにより、生産拡大効果が期待できる		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	○サテライトオフィス等開設補助金 空き家等を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者に対して必要な経費を支援する 改装費…県随伴補助の場合：1/4 1,000千円(1回限り) 市単独補助の場合：2/3 3,000千円(1回限り) 事務機器取得費…県随伴補助：1/4 250千円(1回限り) 市単独補助：2/3 750千円(1回限り) 建物賃借料…県随伴補助：1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助：2/3 75千円/月(3年間) 通信回線使用料…県随伴補助：1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助：2/3 75千円/月(3年間) 地域課題解決事業支援費…市独自補助：1/2 500千円/年(3年間) 事業所引越費用支援費…市独自補助：1/2 200千円(1回限り) 移住者生活支援費…従業員1人につき定額100千円(1回限り)		
補助率／補助額	上記補助対象事業を参照	上限額	上記補助対象事業を参照
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① サテライトオフィス等開設事業者		0	2	1	8	2
②						
補助額			6,907,000	5,938,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	6,907,000	5,938,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			2	3	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	兵庫版シビックテック推進事業は市の随伴義務制度であるが、市内の空き家解消、経済の活性化の為、県制度を受けていない場合でも、市単独で同様の補助を受けられるよう補助率を2/3とした
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	兵庫版シビックテック推進事業の随伴補助の場合と市単独補助の場合の事業者への補助総額が同額となるように設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	令和4年度に改正を行い補助対象に新築を追加したことにより、令和5年度に新築の案件に対応できた。3年間で3件の申請があり、需要が一定程度見込まれることから制度期間を3年間延長し、更なるサテライトオフィス等の開設を目指す。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市にぎわい創出事業補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市にぎわい創出事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	朝来市にぎわい創出等事業	H 31	5 年	R 10	継続	

1.事業概要

補助の目的	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助を行い、市内ににぎわいをもたらし、起業等の機会を創り出す。		
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家・空き店舗の減少		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	市内の空き家・空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …改装費、備品購入費、宣伝広告費の1/2以内、最高800千円※ ※若者、移住者それぞれ該当するときは、上限を20万円ずつ引き上げる ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の1/2以内、最高50千円／月（2年間） …店舗買取費用の1/2以内、最高1,200千円		
補助率／補助額	改装費等補助…改装費等の1/2以内 賃借料等補助…賃借料の1/2以内、 …買取費用の1/2以内	上限額	改装費等補助…最高800千円※上記補助対象事業参照 賃借料等補助…賃借料の内最高50千円／月（2年間） …買取費用の内最高1,200千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 新規出店数	8	4	3	3	8	5
②						
補助額	10,612,000	10,609,000	7,308,000	4,285,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	10,612,000	10,609,000	7,308,000	4,285,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	22	22	13	11	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	若者の年齢設定や移住者の定義を「あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金」を参考にしたことから、補助上限の引上げについても同補助金の上限を参考に設定した。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	出店地域によって補助率、補助上限が有利な類似制度を整理し、当事業のみとした。
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	令和元年度、2年度と実績が大幅に増加しているが、令和3年度以降は年間3～4件の新規開業を維持できている。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	制度の改正時期であるため見直しを行い、にぎわい創出事業関連の複数の事業を一本化し、出店地域による補助率、補助額の優遇を廃止した。また、新たに若者や移住者の場合に補助上限を引上げ、移住者による起業の増加や長期の経営が見込める起業の増加を図り、引き続き朝来商工会やあさご元気産業創生センターと連携して市内での起業を支援していく。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名		朝来市先端設備等導入促進補助金		担当部課		産業振興部 経済振興課				
補助要綱		朝来市先端設備等導入促進補助金交付要綱		根拠法令						
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する			分類		事業費補助金ソフト事業				
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出			開始年度		経過年数		終了年度	前回評価結果	
事務事業	先端設備等導入促進事業			R	6		年	R	6	

1.事業概要

補助の目的	市内の中小企業者が労働生産性の向上を目的に先端設備等導入計画を作成し設備投資することを促進することにより、持続可能な地域経済の形成を図る。		
補助が必要な理由	コロナ禍や物価高等の影響により打撃を受けている市内経済を活性化させるために、市内事業者の設備投資を後押しする。		
補助対象者	先端設備等導入計画を策定し設備投資を行う市内の中小企業者		
補助対象事業	先端設備等導入計画に記載された設備の導入にかかる経費		
補助率／補助額	1/2	上限額	100万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 先端設備等導入計画を策定した事業者数	15				6	15
②						
補助額	15,000,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	15,000,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	15				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	近隣の自治体を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	市内事業所の設備投資を支援する制度である、「機械等取得奨励金」「工場等新增設奨励金」を廃止する。
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	この補助事業を実施することで、設備投資に対する事業者の大幅な負担軽減を行うことができ、持続可能な地域経済の形成につながる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市プレミアム付商品券・あさごPay発行事業支援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市プレミアム付商品券・あさごPay発行事業支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	電子地域通貨等発行支援事業	R 4	2 年	R 6	承認	

1.事業概要

補助の目的	エネルギーや食料品等、物価全般の高騰の影響を受けた市内経済の活性化のため、あさごPay等の発行を支援し、地域における消費喚起や、事業者のコスト削減、消費者の利便性向上等、キャッシュレス決済の一層の浸透を目指すことを目的とする。		
補助が必要な理由	○物価高騰が続く中、市民生活の支援と市内における即効性のある消費喚起策が求められている ○市内事業者と市民におけるDX化の推進と、市外からの外貨獲得の取組みを継続して行う必要がある		
補助対象者	朝来市商工会（市民・事業者）		
補助対象事業	プレミアム付商品券及びあさごPay発行事業		
補助率／補助額	プレミアム率20%	上限額	あさごPay プレミアム40,000千円 プレミアム付商品券 プレミアム20,000千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 販売率			100%	98%	6	100%
②						
補助額			52,200,000	74,028,575	—	—
特定財源	国庫支出金		44,200,000	17,600,000	—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	8,000,000	56,428,575	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	15.3%	76.2%	—	—
補助件数			1	1	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市商工会が実施する商品券及びあさごPay発行事業に対する補助事業であり、補助対象を市商工会に限定していることから、③完納要件を規定していない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	コロナ禍からの回復途上にあり、かつ物価高の影響を受ける市内企業にあっては、即効性のある消費喚起策が強く求められている。また、市民生活の支援に繋がることから、事業費を補助することが必要であると思料。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	市民生活の支援と市内における即効性の消費喚起策として、市民や事業者の期待値が非常に高いことから、継続して事業を実施する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名		朝来市企業就業者確保支援補助金		担当部課		産業振興部 経済振興課				
補助要綱		朝来市企業就業者確保支援補助金交付要綱		根拠法令						
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する			分類		事業費補助金ソフト事業				
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出			開始年度		経過年数		終了年度	前回評価結果	
事務事業	奨学金返還応援企業支援事業			H	30	6	年	R	6	継続

1.事業概要

補助の目的	市内企業の人材確保を図るとともに若年者の地元就職及び定着を促進することを目的とする。		
補助が必要な理由	○奨学金返済負担軽減制度を創設する市内企業を増やし、市内企業の人材確保及び離職率の低下を図る		
補助対象者	奨学金返済支援制度を設けている市内企業等		
補助対象事業	○企業就業者確保支援補助金 従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている市内企業に対して、その負担額の一部を補助 【対象企業】(1)市内の企業(市内に住所があり、市内に事業所がある個人、または市内に事業所がある法人で1年以上引き続き市内で事業を営んでいること) (2)対象従業員に対して奨学金返済負担軽減制度を設けていること 【対 象 者】(1)正社員である者(2)日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 (3)申請時点で、当該企業に就職後17年以内の者(4)申請時点で、市内事業所に勤務する者 (5)40歳未満の者		
補助率／補助額	(1)対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助 (2)補助上限は年6万円(ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額)	上限額	6万円/年
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 制度活用従業員数	14	15	6	8	6	15
②						
補助額	622,410	637,876	188,054	434,093	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	622,410	637,876	188,054	434,093	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	14	15			—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	×	×	対象者の減少により実績が低調に推移している。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	県の兵庫型奨学金返済支援制度と併用が可能であるが、県制度に改正があり対象従業員を30歳未満から40歳未満へ、就職後5年以内から17年以内に拡充となったことから、市制度も改正を行い、対象従業員の要件を拡充した。 市内企業の人材確保、若年者の地元就職及び定着を積極的に進めていきたい。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市人材確保支援補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市人材確保支援補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	雇用推進事業	R 6	年	R 8		

1.事業概要

補助の目的	市内事業所においては、労働人口の減少に伴い、就労者の確保に非常に苦慮している。そこで、市内中小事業者が地域産業を支える人材の確保を、オンラインの有料就職情報サイトで効果的かつ積極的に行う取組みを支援する。		
補助が必要な理由	慢性的な人手不足の状況にある市内事業所においては、従前とは違うアプローチによる採用活動が必要となり、市内事業者がオンラインの有料求人情報サイトを使用する後押しとすることができる。		
補助対象者	本事業による採用者の配属を市内事業所に予定している、市内に事業所を有する個人又は法人。		
補助対象事業	就職情報サイトに掲載するために必要な費用 (例)就職情報サイトの登録学生にダイレクトメッセージを送信する、サイト内で上位に表示させるなどの有料オプション ※インターネット上に公開している就職、転職情報サイトへ会社情報を掲載する事業が対象。紙面の情報誌への掲載は補助対象外。		
補助率／補助額	1/2	上限額	20万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 先端設備等導入計画を策定した事業者数	15	8	8		8	8
②						
補助額	3,000,000	1,500,000	1,500,000		—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,000,000	1,500,000	1,500,000	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数	15				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	近隣の自治体を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	他の類似制度はない
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新規
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	この補助事業を実施することで、市内事業者の雇用獲得の新たなアプローチを提供、人材確保による持続可能な地域経済の形成につながる。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名		朝来市住宅リフォーム工事補助金		担当部課		産業振興部 経済振興課			
補助要綱		朝来市住宅リフォーム工事補助金交付要綱		根拠法令					
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する			分類		事業費補助金ソフト事業			
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出			開始年度		経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	住宅リフォーム助成事業			R	3	3	年	R 6	継続

1.事業概要

補助の目的	市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の住環境の向上を図る。		
補助が必要な理由	○市内事業者の受注機会の増加による経済循環の促進 ○市民の住環境を工場させ快適な生活環境の創出		
補助対象者	市民		
補助対象事業	○住宅リフォーム助成事業 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民に対し、改修工事に係る経費の一部を助成する 補助対象経費：自己が所有し、住んでいる市内の住宅で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費 ※マンション等は個人専有部分、店舗等併用住宅は住居部分のみ 補助率(限度額)：補助対象経費の1/10(限度額10万円)		
補助率／補助額	補助対象経費の1/10	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 補助により実施された工事件数	160	155	151	134	6	150
② 補助により実施された総工事費	162,361,626	139,142,208	149,769,983	158,534,255	6	150,000,000
補助額	9,826,000	9,424,000	9,452,000	9,302,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	9,826,000	9,424,000	9,452,000	9,302,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	160	155	151	134	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	補助件数は減少しているが、補助対象1件あたりの工事額は増加している。
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	物価高騰等の影響を受けている事業者への支援を図るとともに、消費の誘発を狙い、市民の住環境の向上を図るため、事業を継続する。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	保育所等給食費補助事業(食料費等価格高騰対策分)	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 5	年	R 5		

1.事業概要

補助の目的	各種食料品が値上げされる中、保育所・こども園で提供されている給食費にも影響を与えるため、私立保育所・こども園の運営を支援するため、補助金を交付する。		
補助が必要な理由	給食提供に係る食料費の高騰による給食費保護者負担額を抑制し、子育てに係る経済負担の軽減を図るため。		
補助対象者	私立保育所2園、私立こども園4園		
補助対象事業	国が定める公定価格の算定基礎としている月額給食費4,500円をベースに食料品値上げ幅を1割5分と見込み、園児1人当たり月700円を補助する。		
補助率／補助額	10/10	上限額	月の初日の園児数×10月×700円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 対象園児数(人)	500				5	500
②						
補助額	3,500,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	3,500,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	6				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	補助額は定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	×	×	別の給食費（副食費）補助があるが、急激な経済変動のため、特別措置として時限補助を行う
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	保育所等運営補助金交付要綱の中の一項目としての新設。令和5年度は、補助を行うことで給食費保護者負担金を増額しないことを条件とした。令和5年度の単年度補助金として、私立園施設長会にて了承を得ている。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名		光熱費高騰対策補助事業		担当部課		教育委員会事務局　こども育成課					
補助要綱		朝来市保育所等運営補助金交付要綱		根拠法令							
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる			分類		団体運営費補助金					
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実			開始年度		経過年数		終了年度		前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業			R　5			年	R　5			

1.事業概要

補助の目的	光熱費高騰による利用者の負担増加を抑制することともに、私立園が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、県制度を活用して支援する。		
補助が必要な理由	光熱費高騰により私立園の経営に影響を与えるため、県制度の活用によって、私立園の定員に応じた定額を補助金として交付する。		
補助対象者	私立保育所2園、私立こども園4園		
補助対象事業	定員 30人～ 39人 126千円×2園(めばえのにわ保育園、あわが保育園) 80人～ 89人 306千円×1園(ひまわりこども園) 90人～ 99人 342千円×1園(やなせこども園) 100人～109人 378千円×1園(照福こども園) 120人～129人 450千円×1園(枚田みのり保育園)		
補助率／補助額	10/10	上限額	定員による定額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 支援施設数	6				5	6
②						
補助額	1,728,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	1,728,000			—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	6				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県制度の活用であり、定員による定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	県が定める定額を採用
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	保育所等運営補助金交付要綱の中の一項目としての新設。光熱高騰対策として県が新たな支援制度を講じたことから、この制度を活用し、市内私立園を支援する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	光熱費高騰対策補助事業	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園特別保育支援事業	R 5	年	R 5		

1.事業概要

補助の目的	光熱費高騰による利用者の負担増加を抑制することともに、私立学童クラブが継続的・安定的にサービスを提供できるよう、県制度を活用して支援する。		
補助が必要な理由	光熱費高騰により私立学童クラブの経営に影響を与えるため、県制度の活用によって、私立学童クラブの定員に応じた定額を補助金として交付する。		
補助対象者	私立学童クラブ3施設		
補助対象事業	定員 40人～ 49人 162千円×3施設(照福学童クラブ、枚田みのり放課後児童クラブ、やなせ学童クラブ)		
補助率／補助額	10/10	上限額	定員による定額
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 支援施設数	3				5	3
②						
補助額	486,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金	486,000			—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	0	—	—
一般財源の割合	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	3				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県制度の活用であり、定員による定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	県が定める定額を採用
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	保育所等運営補助金交付要綱の中の一項目としての新設。光熱高騰対策として県が新たな支援制度を講じたことから、この制度を活用し、市内私立学童クラブを支援する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	保育所ICT化等補助事業	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 5	年	R 5		

1.事業概要

補助の目的	ICT化を推進する私立園に対し、国制度を活用し、補助金を交付する。		
補助が必要な理由	デジタル化を推進する私立園を支援し、業務改善及び保護者の利便性を高める。		
補助対象者	私立保育所1園、私立こども園3園		
補助対象事業	業務のICT化等を行うためのシステム導入経費(機器購入を含む)		
補助率／補助額	4/5	上限額	1園800,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 施設数	4				5	4
②						
補助額	3,200,000				—	—
特定財源	国庫支出金	2,400,000			—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	800,000	0	0	0	—
一般財源の割合	25.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	4				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	国制度の活用であり、国の補助基準額による
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	保育所等運営補助金交付要綱の中の一項目としての新設。国の補助制度があること及び私立園からの要望もあり、市の補助金として制度化。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	保育環境改善等事業(感染症対策のための改修整備等事業)	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 5	年	R 5		

1.事業概要

補助の目的	私立園におけるおむつ処理に係るごみ箱の整備に対し、国・県制度を活用し、補助金を交付する。		
補助が必要な理由	在園児のおむつ処理を各施設で行っており、その処理に係るごみ箱整備を支援する。		
補助対象者	私立保育所2園、私立こども園4園		
補助対象事業	園舎内のおむつ用ごみ箱、屋外用のおむつ用ごみ箱などの備品等。		
補助率／補助額	2/3	上限額	1園300,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 施設数	6				5	6
②						
補助額	1,800,000				—	—
特定財源	国庫支出金	600,000			—	—
	県支出金	600,000			—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	600,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	33.3%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	6				—	—
実績報告書	○			—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○			—	—	—
団体決算書	○			—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	国制度の活用であり、国の補助基準額以内とする
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	保育所等運営補助金交付要綱の中の一項目としての新設。国の補助制度があること及び私立園からの要望もあり、市の補助金として制度化。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	在宅保育支援金	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	在宅保育支援金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	在宅保育支援事業	R 6	年	R 10		

1.事業概要

補助の目的	多様な子育て環境を支援し、子どもの健全育成と子育てしやすい環境を創出する。		
補助が必要な理由	保育所・こども園に在園している子にも、市単独で金銭支援を行っているため、在宅で保育している子にも同程度の金銭支援を行う。		
補助対象者	未就園児で、0歳7カ月以降の0歳児、1歳児、2歳児（年度末までに満3歳になる2歳児を含む）		
補助対象事業	在宅で保育している場合に、一人月額10,000円を支給する。		
補助率／補助額	定額	上限額	一人月額10,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 支給人数	200	200	200	200	R10	200
②						
補助額	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数					—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果ができること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	妊娠届時、出生届時の経済支援金と重複しないよう、0歳児は7か月以降としている。また、3歳以上は、保育料が無償化されているため、対象外とした。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	×	×	支援金であるため、用途は制限していない
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額補助としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	○	○	5年間とし、見直しを行う。要綱の附則にて期限を規程。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	国公定価格を基に、在園児も在宅児も同程度の市費支援が出来るよう設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	妊娠届時、出生届時の経済支援金と重複しないよう、0歳児は7か月以降としている。また、3歳以上は、保育料が無償化されているため、対象外とした。
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること			
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	多様な子育て環境を支援し、子どもの健全育成と子育てしやすい環境を創出すること目的に、在園児も在宅児も同程度の市費支援ができる制度として新たに制度化する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	既存
----	----

補助事業名	保育所等給食費補助事業	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 1	5 年	R -		

1.事業概要

補助の目的	私立保育所・こども園へ行っている給食費(副食費)補助の補助単価を増額し、私立園の安定経営及び保護者負担の抑制を行う。		
補助が必要な理由	国の公定価格における給食費単価が増額となったことに伴い、市の補助単価も増額する。		
補助対象者	私立保育所1園、私立こども園4園		
補助対象事業	1号認定児の補助額を3,000円から3,200円に、2号認定児の補助額を4,500円から4,700円に増額。		
補助率／補助額	10/10	上限額	園児数×補助単価×月数
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	実績	実績	実績見込	年度	計画
① 施設数	5	5	5	5		
②						
補助額	11,582,200	11,121,000	11,221,500	10,980,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	11,582,200	11,121,000	11,221,500	10,980,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	5	5	5	5	—	—
実績報告書	○	○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	一人当たりの定額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	公立・私立共に実施する副食費補助のため、私立園補助に期限はない
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	私立保育所・こども園へ行っている給食費（副食費）補助の補助単価を増額し、私立園の安定経営及び保護者負担の抑制を行う。
2次	承認	判定結果に基づき、適切な運用を図ること。
外部		
最終	承認	2次評価のとおり、適切な運用を図ること。

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 6 年 3 月 15 日

区分	新設
----	----

補助事業名	保育体制強化事業	担当部課	教育委員会事務局 こども育成課			
補助要綱	朝来市保育所等運営補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	団体運営費補助金			
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	私立保育所・こども園運営改善支援事業	R 6	年	R -		

1.事業概要

補助の目的	保育支援者を配置し、保育士の負担軽減を図り、保育士が働きやすい勤務環境を整備する。		
補助が必要な理由	全国的な保育士不足の中、資格がなくても対応できる業務を無資格の保育支援者に委ねることにより、私立園の保育環境を整え、保育士の就業継続と離職防止を図る。		
補助対象者	私立保育所・こども園		
補助対象事業	無資格の保育支援者を雇用した場合、一人月額100,000円を補助する。		
補助率／補助額	定額	上限額	一人月額100,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 施設数	1	2	2	2		
②						
補助額	1,200,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	—	—
特定財源	国庫支出金	600,000	1,200,000	1,200,000	—	—
	県支出金	300,000	600,000	600,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
	一般財源	300,000	600,000	600,000	—	—
一般財源の割合	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	—	—
補助件数	1	2	2	2	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約	○	○	○	—	—	—
団体決算書	○	○	○	—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目			1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること（団体運営費補助以外は、原則1/2以内） ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国・県制度の活用
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること（個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内）	×	×	保育所等運営補助金交付要綱による
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	国・県制度に基づく
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標（費用対効果）の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	○	○	
		適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること	○	○	
		事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること	○	○	

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国が実施する様々な支援制度の中で、私立園の要望により市の補助制度として制度化した。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。